

五所川原市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定により実施した定期監査及び財政援助団体等監査に関する監査結果について、同条第9項に基づき別添のとおり公表する。

令和8年2月16日

五所川原市監査委員 小田桐 宏 之  
五所川原市監査委員 一 戸 久 男

## 監査報告

### 第1 準拠基準

五所川原市監査基準

### 第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

### 第3 監査の対象

○株式会社トーサム

指定管理施設：五所川原市特産品加工センター  
五所川原市総合交流促進センター

○十三湖環境整備株式会社

指定管理施設：十三湖マリーナ

○十三漁業協同組合

指定管理施設：五所川原市十三地区水産物冷凍施設

### 第4 監査の着眼点

- (1) 指定管理料に係る会計経理は適正になされているか
- (2) 他の事業との会計区分を明確にしているか
- (3) 基本協定書に基づく市への報告等は適切になされているか

### 第5 監査の実施内容

令和6年度において執行された対象施設の管理に係る出納その他の事務について実施した。監査にあたっては、実施通知により関係書類及び諸帳簿等の提出を求め、内容を調査照合するとともに、不明な点については関係職員から説明を聴取し事前書類調査を経て、令和7年11月17日に実地監査を行った。

### 第6 監査の期間

令和7年9月16日から令和8年2月9日まで

### 第7 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、概ね適正に行われていると認められた。監査の過程で確認された軽微な事項については、所管課及び対象団体に対し口頭で改善、検討を要望した。

## 監査報告

### 第1 準拠基準

五所川原市監査基準

### 第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

### 第3 監査の対象

○一般財団法人五所川原市スポーツ協会

指定管理施設：五所川原市働く婦人の家  
保健センター五所川原

○株式会社かなぎ振興舎

指定管理施設：金木観光物産館

### 第4 監査の着眼点

- (1) 指定管理料に係る会計経理は適正になされているか
- (2) 他の事業との会計区分を明確にしているか
- (3) 基本協定書に基づく市への報告等は適切になされているか

### 第5 監査の実施内容

令和6年度において執行された対象施設の管理に係る出納その他の事務について実施した。監査にあたっては、実施通知により関係書類及び諸帳簿等の提出を求め、内容を調査照合するとともに、不明な点については関係職員から説明を聴取し事前書類調査を経て、令和7年11月25日に実地監査を行った。

### 第6 監査の期間

令和7年9月16日から令和8年2月9日まで

### 第7 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、概ね適正に行われていると認められた。監査の過程で確認された軽微な事項については、所管課及び対象団体に対し口頭で改善、検討を要望した。

## 監査報告

### 第1 準拠基準

五所川原市監査基準

### 第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

### 第3 監査の対象

○毘沙門長富地区住民協議会

指定管理施設：毘沙門・長富コミュニティセンター

### 第4 監査の着眼点

- (1) 指定管理料に係る会計経理は適正になされているか
- (2) 他の事業との会計区分を明確にしているか
- (3) 基本協定書に基づく市への報告等は適切になされているか

### 第5 監査の実施内容

令和6年度において執行された対象施設の管理に係る出納その他の事務について実施した。監査にあたっては、実施通知により関係書類及び諸帳簿等の提出を求め、内容を調査照合するとともに、不明な点については関係職員から説明を聴取し事前書類調査を経て、令和7年12月15日に実地監査を行った。

### 第6 監査の期間

令和7年9月16日から令和8年2月9日まで

### 第7 監査の結果

管理業務について、作業賃金等の作業内容の実績を確認できるものがない。また、経理事務においては、証憑等の不備や執行用途の不適切なものが数多く見られる。このため、是正又は改善が必要である。所管課は指定管理者に対し、速やかに適切な措置を講じられたい。

## 監査報告

### 第1 準拠基準

五所川原市監査基準

### 第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

### 第3 監査の対象

○職業訓練法人五所川原職業訓練協会

指定管理施設：五所川原職業訓練施設

○社会福祉法人五所川原市社会福祉協議会

指定管理施設：五所川原市金木生活支援ハウス

五所川原市市浦生活支援ハウス

### 第4 監査の着眼点

- (1) 指定管理料に係る会計経理は適正になされているか
- (2) 他の事業との会計区分を明確にしているか
- (3) 基本協定書に基づく市への報告等は適切になされているか

### 第5 監査の実施内容

令和6年度において執行された対象施設の管理に係る出納その他の事務について実施した。監査にあたっては、実施通知により関係書類及び諸帳簿等の提出を求め、内容を調査照合するとともに、不明な点については関係職員から説明を聴取し事前書類調査を経て、令和7年12月22日に実地監査を行った。

### 第6 監査の期間

令和7年9月16日から令和8年2月9日まで

### 第7 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、概ね適正に行われていると認められた。監査の過程で確認された軽微な事項については、所管課及び対象団体に対し口頭で改善、検討を要望した。

## 監査報告

### 第1 準拠基準

五所川原市監査基準

### 第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

### 第3 監査の対象

○中川地区住民協議会

指定管理施設：コミュニティセンター中川

○五所川原南部地区住民協議会

指定管理施設：南部コミュニティセンター

### 第4 監査の着眼点

- (1) 指定管理料に係る会計経理は適正になされているか
- (2) 他の事業との会計区分を明確にしているか
- (3) 基本協定書に基づく市への報告等は適切になされているか

### 第5 監査の実施内容

令和6年度において執行された対象施設の管理に係る出納その他の事務について実施した。監査にあたっては、実施通知により関係書類及び諸帳簿等の提出を求め、内容を調査照合するとともに、不明な点については関係職員から説明を聴取し事前書類調査を経て、令和7年12月24日に実地監査を行った。

### 第6 監査の期間

令和7年9月16日から令和8年2月9日まで

### 第7 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、概ね適正に行われていると認められた。監査の過程で確認された軽微な事項については、所管課及び対象団体に対し口頭で改善、検討を要望した。

## 監査報告

### 第1 準拠基準

五所川原市監査基準

### 第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

### 第3 監査の対象

○栄地区住民協議会	指定管理施設：コミュニティセンター栄
○鎌谷町自主防災会	指定管理施設：コミュニティ防災センター
○梅沢地区住民協議会	指定管理施設：梅沢コミュニティセンター
○富士見住民協議会	指定管理施設：富士見コミュニティセンター
○北部地区住民協議会	指定管理施設：北部コミュニティセンター
○一野坪地区住民協議会	指定管理施設：一野坪コミュニティセンター

### 第4 監査の着眼点

- (1) 指定管理料に係る会計経理は適正になされているか
- (2) 他の事業との会計区分を明確にしているか
- (3) 基本協定書に基づく市への報告等は適切になされているか

### 第5 監査の実施内容

令和6年度において執行された対象施設の管理に係る出納その他の事務について実施した。監査にあたっては、実施通知により関係書類及び諸帳簿等の提出を求め、内容を調査照合するとともに、不明な点については関係職員から説明を聴取し、書類監査を行った。

### 第6 監査の期間

令和7年9月16日から令和8年2月9日まで

### 第7 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、概ね適正に行われていると認められた。監査の過程で確認された軽微な事項については、所管課及び対象団体に対し口頭で改善、検討を要望した。